

栃木県交通反則通告センターの設置及び運用等に関する規程

(昭和43年5月20日)
(栃木県警察本部訓令第28号)

～原文は縦書き～

(栃木県通告センター)

第一条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第九章(反則行為に関する処理手続の特例。以下「交通反則制度」という。)に規定する事務の適正かつ円滑な処理をはかるため、交通部交通指導課(以下「交通指導課」という。)に栃木県交通反則通告センター(以下「通告センター」という。)を置く。

(通告センターの位置)

第二条 通告センターの位置は、宇都宮市塙田一丁目一番二十号とする。

(分掌事務)

第三条 通告センターは、交通反則通告制度に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務を処理する。

- 一 告知内容の審査及び是正措置に関すること。
- 二 仮納付金及び本納付金の照合に関すること。
- 三 反則者に対する交付通告、送付通告及び公示通告に関すること。
- 四 反則者に対する事情聴取に関すること。
- 五 反則関係事件の送致、引継ぎ等に関すること。
- 六 納付書の交付、再交付に関すること。
- 七 その他交通反則通告制度に関すること。

(通告センターに置く職)

第四条 通告センターに、通告官及び通告補佐官のほか所要の職員を置く。

- 2 通告官は交通指導課長の職にある者をもつて、通告補佐官は交通指導課課長補佐の職にある者をもつて充てる。
- 3 通告官は、命を受け、交通反則通告制度に関する事務を掌理し、通告センターの職員を指揮監督する。
- 4 通告補佐官は、通告官を補佐し、部下職員を指揮監督する。

(通告官専決事項)

第五条 通告官は、交通反則通告制度に関する警察本部長の権限のうち、次の事項を除き専決処理することができる。ただし、専決事項であっても重要又は異例に属する事項については本部長の決裁を受けなければならない。

- 一 法第二百二十七条第二項の規定に基づく通知及び通告に関すること。
- 二 法第二百二十八条第一項の規定により納付した反則金の返還又は法第二百二十九条第四項の規定に基づく仮納付金の返還の決定に関すること。
- 三 道路交通法施行令第五十一条の規定に基づく納付期間の特例の認定に関すること。
- 四 交通反則事件として検察庁等から逆送された事件の処理に関すること。
- 五 警察本部長指揮事件に該当する交通反則事件の処理に関すること。

(公示通告の場所)

第六条 法第二百二十九条第二項の規定による公示通告は、栃木県警察本部掲示板に掲示して行なう。

(事務処理)

第七条 交通反則通告制度に関する事務の処理については、別に定めるところによる。

附 則

この規程は、昭和四十三年七月一日から施行する。